訓練認定規模は、以下のとおりとする。

イ　基礎コース　訓練認定規模の30パーセント

ロ　実践コース　訓練認定規模の70パーセント

うち介護系　実践コース全体の訓練認定規模の25パーセント程度

情報系　実践コース全体の訓練認定規模の10パーセント程度

医療事務系　実践コース全体の訓練認定規模の10パーセント程度

その他の成長分野（農業、環境、観光等）等

実践コース全体の訓練認定規模の55パーセント程度

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で当該都道府県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ　基礎コース　10パーセント

（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

ロ　実践コース　20パーセント

（岩手県、宮城県及び福島県は30パーセント）

注１　求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、１か月ごと又は四半期ごとに認定する（地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ　新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ　イ以外については、求職者支援訓練又は基金訓練（「緊急人材育成・就職支援基金」の「緊急人材育成支援事業」による職業訓練をいう。）の就職実績等が良好なものから認定する。

注２　本計画において示した内容は、全国での目標であり、地域職業訓練実施計画においては、次のイからハまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。

イ　都道府県別の訓練認定規模を超えてはならないこと。

ロ　基礎コースの割合を30パーセント超としてはならないこと。

ハ　新規参入枠は必ず設定し、かつ、上に掲げた値を超えてはならないこと。

また、就職率は、基礎コースで60パーセント、実践コースで70パーセントを目指す。

⑵　訓練修了者等に対する就職支援等の充実

求職者支援訓練の受講者に対しては、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

求職者支援訓練の受講者には、長期失業者及び正社員経験が少ない者も少なくないことから、職業訓練により知識及び技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要である。

このため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供等、就職に向けた支援を充実する。

また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。

３　推進体制

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、平成25年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発のあり方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

今後とも、中央訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。

## ○農林水産省告示第千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　農林水産大臣　林

宇梅ノ木谷甲二九四、乙二九四、甲二九六、二九八、二九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇梅ノ木谷甲二九四・乙二九四・甲二九六・二九九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町戸谷字神古平五五六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇神古平五五六七（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐としても伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字錦張字八丈岩一六九五の一、一七〇二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇八丈岩一六九五の一・一七〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）